

正社員雇用奨励金支給要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者又は採用内定を取り消された者（以下「非自発的失業者」という。）の早期再就職を促進するため、非自発的失業者を雇い入れた事業主に対し、予算の範囲内において正社員雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「対象者」とは、県内の事業所に勤務していた者又は県内に居住し県内事業所への採用が決定していた者で、令和2年3月11日以降に非自発的失業者となった者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者をいう。

- (1) 雇い入れ事業主との関係において、雇入日の前日から過去1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣、請負の関係により当該雇い入れ事業主において就労したことがない者
- (2) 雇入日の前日から過去1年間に、雇い入れ事業主の事業所において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがない者
- (3) 雇入日の前日から過去1年間に、雇い入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがない者
- (4) 対象者が、雇い入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない者
- (5) 雇入日において県内に居住する者又は県内の事業所で勤務する者であること。
- (6) 解雇・雇い止めの場合、雇用保険被保険者離職票の離職理由が、次のイからニのいずれかに該当する者。
 - イ 解雇（天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇又は被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇以外）
 - ロ 特定雇止めによる離職
 - ハ 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
 - ニ 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職

2 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び事業を行う個人その他これに準ずる団体とする。

(支給対象事業主)

第3 奨励金は、第2に規定する対象者を新たに雇い入れた、次の各号のいずれにも該当する事業主に支給する。

- (1) 対象者を雇用期間の定めのない労働者として、令和2年4月1日から令和2年12月末日までの間に、新たに雇い入れた事業主であること。
- (2) 対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。
- (3) 対象者の1週間の所定労働時間が30時間以上であり、かつ、社会保険（雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）に加入していること。
- (4) 対象者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っている事業主であること（時間外手当、休日出勤手当など基本給のほか、手当等を含み支払っていること）。
- (5) 対象者に関し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行い、かつ、同法第9条第1項に定める確認を受けた事業主であること。
- (6) 対象者の雇入日の前日から過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主

都合による解雇（勸奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇止めをしていない事業主であること。

- (7) 対象者の雇入日の前日から過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で内定取消をしていない事業主であること。
- (8) 対象者について、雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次のイからへの各種助成金等の支給を受けていないこと。
 - イ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）
 - ロ 労働移動支援助成金（再就職コース）
 - ハ 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）
 - ニ 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）
 - ホ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
 - へ その他国又は地方公共団体で実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等
- (9) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）をした事業主でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業を行う事業主でないこと。
- (11) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等奨励金の支給が適当でないと認められる事業主でないこと。

（支給額）

第4 奨励金の額は、対象者1人につき、中小企業等の事業主については45万円、それ以外の事業主については20万円とする。

（支給申請）

第5 奨励金の支給を受けようとする事業主は、規則第3条第1項の規定により、対象者を雇い入れた日から1か月を経過する日から令和3年2月末日までに、正社員雇用奨励金支給申請書（別記様式第1号。以下「支給申請書」という。）及び事項に規定する添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する支給申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 対象者に係る雇用契約書の写し
 - (2) 対象労働者名簿の写し
 - (3) 対象者に係る1か月分の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し
 - (4) 公共職業安定所長が交付する対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 - (5) 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書その他社会保険加入を証する書類の写し
 - (6) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し
 - (7) 対象者の雇用保険被保険者離職票の写し又は内定取消通知の写し
 - (8) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書（税目「全ての県税」について、奨励金を申請する日までに納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと。）
 - (9) 申立書（別記様式第2号）
 - (10) その他知事が必要と認める書類

（支給の決定）

第6 知事は、第5に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励

金を支給することが適当と認めるときは交付決定通知（別記様式第3号の1）により、適当でないときは不交付決定通知（別記様式第3号の2）により奨励金の支給申請をした事業主に通知するものとする。

（支給の条件）

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

支給対象事業主が、雇入れ又は人材育成等に係る経費を助成対象とする国又は地方公共団体の助成金等の支給を受けた場合など、対象者について交付要件に該当しなくなった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第8 第5に規定する支給申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第6に規定する交付決定通知は、規則第13条の規定による奨励金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

（支給決定の取消し）

第9 知事は、支給決定を受けた事業主が次のいずれかに該当する場合は、支給の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に奨励金を支給しているときは、期限を定めて、当該取消しに係る部分に関して、返還を命ずるものとし、当該事業主に対して別記様式第4号により通知するものとする。

- （1） 支給対象事業主の要件に反している事実が認められたとき。
- （2） 偽りその他不正な行為によって支給を受け又は受けようとしたとき。
- （3） その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認められたとき。

（奨励金の返還）

第10 知事は、奨励金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に奨励金を支給していたときは、規則第17条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項の規定により返還を命じた場合、当該事業主に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

（書類の提出部数）

第11 この要綱により知事に提出する申請書類等の部数は正本1部とする。

（個人情報の取扱い）

第12 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する当該事業主が交付金の支給申請等を行った場合、当該事業主は、支給申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

（書類の保管義務）

第13 支給決定を受けた事業主は、交付金に関する書類を、会計帳簿とともに、支給決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年度予算に係る奨励金に適用する。